職員の業務負担軽減に関する項目

小中学校の養護教諭の配置については、小学校851名以上、中学校801名以上の児童生徒が在籍する学校に複数配置を行っているところ。

心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

文部科学省では、平成２９年度概算要求において、「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図るため、発達障がいやいじめ、貧困など子どもが抱える多様な課題への対応等に必要な3,060人の定数改善が計上され、その中において養護教諭の配置充実として、複数配置基準の引き下げが盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めていく。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

府教育庁としては、小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が多数在籍している状況を踏まえ、平成１８年度から、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施している。

今後とも、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小・中学校へ就学し、安全な学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

養護教諭に対する職務軽減については、平成２０年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

代替講師の配置については、府教育庁における講師登録者の中から行っているところだが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

なお、長期休業中の、病気休暇等の代替措置については、基本的には困難だが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校保健安全法施行規則の一部改正等にあたり、府教育庁としては、昨年度１０月の日本学校保健会主催「児童生徒等の健康診断普及啓発講習会」の内容等について、１２月に府立学校の学校保健関係者に対し、１月には市町村教育委員会に対し、伝達を行い、各学校において適切に実施されるよう指導・助言したところ。

今年度の実施状況を踏まえ、引き続き、市町村教育委員会等に情報提供を行うなど、各学校において、適切に実施されるよう努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

府立支援学校においては、医療的ケアの有無に関わらず、医師の指示により、看護師の付き添いがあれば宿泊行事への参加が可能となる児童・生徒のため、看護師の付き添い経費を措置する「安全対策事業（宿泊学校行事看護師付添費）」を実施し、学校と協議のうえ、予算の範囲内で対応している。

なお、今年度から、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応することができる臨時技師（看護師）を配置している。

職員の健康管理に関する項目

予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

なお、市町村立学校職員の健康管理をはじめとする安全衛生管理に関する事項は、設置者である市町村教育委員会が所管している。

職員の健康管理に関する項目

府教育委員会では府立学校の設置者として、希望する養護教諭にＢ型肝炎の抗原・抗体検査を、抗原・抗体ともに陰性と判定された養護教諭で希望する者には抗体ワクチン接種を、それぞれ公費で行っているところ。

なお、市町村立学校職員の健康管理をはじめとする安全衛生管理に関する事項は、設置者である市町村教育委員会が所管している。